

藝林史評 ①

「聖徳太子」否定論は認め難い

十年程前から大山誠一氏（中部大学教授）の「聖徳太子」否定論が、意外に注目をあびている。気を良くした同氏が同趣旨の一般向け著書や同調者を糾合した論文集を次々と出すせいか、それを今や定説のごとく錯覚するむぎが少くない。

たとえば、今年二月十日（「建国記念の日」前日）の『東京新聞』の「中日新聞」朝刊では、「書き換わる聖徳太子像」と題する「社説」を掲げ、「常識になった非実在」「日本書紀に政治意図」という小見出しを立て、次のように論じている（原文のまゝ抄出。冠符・傍点は引用者）。

- ① 近代の実証的史学の結論は「聖徳太子はいなかった」で、どうやら決定的らしいのです。
- ② 十七条憲法については……津田左右吉博士が内容・文体・使用言語から書紀編集者たちの創作などと結論、
- ③ 三経義疏は……藤枝晃京大教授によって六世紀の中国製であることが論証されました。
- ④ 聖徳太子が日本書紀によって創作され、後世に捏造が加えられたとの結論が学界の大勢になりました。
- ⑤ 創作・捏造……のいずれにも重大な役割を果たしたのが持統天皇側近の藤原不比等、というのが大山教授の説くところ。
- ⑥ 大山教授……が、隋書倭国伝との比較などから「用明・崇峻・

推古の三人は大王（天皇）でなかったのではないか」「大王位にあったのは蘇我馬子」などの考を示しています。

※

しかし、このような否定論は、今なお「決定的」でも「学界の大勢」でもない。たとえば、実証的な古代史学者として定評のある東野治之氏（奈良大学教授）は、近著『遣唐使』（岩波新書）の「憲法十七条と仏教」で次のごとく論じている。

④ この憲法は役人たちのための服務規律というべきものが……
 第二条は、仏教を熱心に信仰せよという趣旨、第三条は、君主の命令が絶対的であることを述べるが、国家体制の中央集権が進み、仏教が国家の管理下に入った時期（七世紀後半以降）なら、このような条文排列が行われるとは考えられない。……仏教を至上のものとするこの憲法は、細部にのちの修飾があっても、大筋はそれ以前のものを見て間違いないだろう。

⑤（六〇七年）遣唐使の携行した国書の「日出処」「日没処」が仏典の『大智度論』によることは偶然でなかった……中国に学んで中央集権体制を築くという構想が、本格的に具体化するのには、隋からの帰還者が増えてからではなかったか。

さらに③の「三経義疏」も、中国伝来の注釈書を大幅に受容し細部に補説を加えたとみれば、何も問題ない。むしろ④⑤のような創作・捏造説は憶測に止まり、まして⑥のような仮説は空想に等しい。詳しくは別稿に譲るが、このような状況を放置すれば、小中高の歴史教育にも影響することが懸念されよう。

（所 功）